

ワンストップ型デジタル行政サービス実現可能性調査・概念設計業務仕様書

1 業務名

令和6年度総政D委第56号

ワンストップ型デジタル行政サービス実現可能性調査・概念設計業務

2 業務の目的

本市では、令和5年度に市内のシステム等に関する現状と課題分析を行った結果、「システムが個別最適化され、システム間の連携を図れていないことから、サービスの利便性が低い」、「システムとデータの全体像を把握・整理できていないことから、職員のデータ利活用が十分に進んでいない」ことが明らかになった。

これらの課題を解決するため、今後の取組の方向性を「複数のシステムを連携しデータの一元管理とサービス間連携に資する共通基盤（※市内データ連携、データ管理、ID認証等の共通機能を持つ基盤。以下統合データ基盤という）の活用を前提とし、今後の市全体のシステム等の在り方の検討を行い、業務の効率化と行政サービスの品質向上に資するワンストップ型デジタル行政サービスを実現する」に設定し、令和5年度はシステムと保有データの棚卸調査、令和6年度は棚卸調査と市内のシステムニーズを基に今後必要なシステム等の在り方について統合データ基盤を含めた検討を実施、令和7年度は統合データ基盤等の必要なシステムの設計・構築を進める方向とした。

本業務では、本市のシステムとデータの全体像を整理し、本市の特徴と課題を踏まえた上で、短期及び中長期的に実現すべき行政サービスとシステムの在り方について検討し、データを効率的に利活用するための基盤の設計を含めた、具体的な実施計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 業務の内容

業務の内容は次の項目のとおり。なお、本業務の遂行にあたり本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜今回の提案内容に含めて提案すること。

(1) 現状と課題の整理

本市のデジタル行政サービスの品質向上に向け、国や県における動向や他都市における先進事例を把握した上で、本市の総合計画や市政変革研究会、プロジェクトチーム、ウェルビーイング指標の分析結果等の重点政策に関する関連情報の精査を行い、令和5

年度に本市で実施した「全庁システムの運用実態調査の結果」及び「庁内データ項目一覧表」の内容を確認し、現行のシステム及びデータの相関（又は関連）を整理し、本市の庁内システム及びデータ利活用環境の現状と課題、将来的なニーズについて本市のシステム所管課やユーザー（市民を含む）へヒアリングやディスカッション等の手法を用いて客観的かつ詳細に把握・整理する。なお、データの利活用においては、市が保有する基幹系データをどのように市民サービスに利活用するか等、庁内に存在する個人番号利用事務系システムに保有するデータ（パーソナルデータ）を安全に利活用するための検討も含むものとする。

また、官民データ利活用の観点から、将来的なデータ連携基盤の活用を見据え、本市の運営する静岡市スマートシティ推進協議会の活動として、データを利活用した住民サービスを企画検討する。

（2）目指す姿の明確化

現状と課題の整理を踏まえ、本市に将来的に必要となるシステムの在り方を検討し、資料として明確化する。なお、作成に当たっては本市ならではの課題や重点政策を踏まえた上で、市民及び職員のメリットが客観的に理解でき、かつ必要なシステムの機能が具体的に分かるよう工夫することとし、定量効果、定性効果を踏まえた費用対効果を網羅的に導出した上で、実現難易度等の観点から複数案を提示した上で委託者と協議の上決定すること。

（3）ワンストップ型デジタル行政サービス及び統合データ基盤の実現に向けた概念設計

（1）（2）の業務を踏まえ、本市に将来的に必要となる統合データ基盤及び実装するサービスの概念設計を行う。概念設計に当たっては、令和7年度の構築を想定し、必要となる機能要件等の仕様を整理すること。

なお、基盤の検討においては、以下の点に留意の上整理すること。

- ・マイナンバーカードの活用
- ・マイナポータルとの連携
- ・共通 ID の生成・活用
- ・パーソナルデータの活用
- ・広域連携の可能性
- ・データ連携基盤の共同利用要件を踏まえた整備方針
- ・法的面における整合性

（4）ワンストップ型デジタル行政サービス及び統合データ基盤の構築費用の算出

令和7年度の統合データ基盤及びサービスの構築に向け、必要となる全費用を詳細に積算する。費用算出に当たっては積算の根拠を明示すること。

なお、国等の補助金（デジタル田園都市国家構想推進交付金等）の活用が見込まれる場合は、申請等の支援を行うこと。

（5）実施計画書の作成

目指す姿の実現に向けた長期的な実施計画書を詳細に作成する。実施計画書の期間については委託者と協議の上決定すること。

(6) その他

上記(1)～(5)に付随する業務(業務目的を達成するために実施が必要であると受託者が提案した業務で、委託者が了承したもの)

※(1)～(4)については、令和6年9月30日までに実施し、中間報告を行うこと。

5 業務体制

受託者は、業務の遂行にあたり複数人で構成された体制を整備し、市と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。また、報告、協議、助言、及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的に対面またはリモート会議にて行い、議事録を作成し共有すること。

なお、本業務の業務体制を変更する場合(担当者の変更を含む)には、事前に本市の同意を得ること。

6 成果物等

(1) 成果品

成果品はA4縦サイズで作成し、電子データ及び紙媒体で一式を提出すること。なお、提出後に成果品に訂正事項等があった場合は、委託者の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

- ① 業務完了報告書 一式
- ② 統合データ基盤及びサービスの概念設計書(仕様書) 一式
- ③ 統合データ基盤及びサービスの構築費用の積算資料 一式
- ④ 実施計画書 一式
- ⑤ 実施計画書(概要版) 一式
- ⑥ 本業務に関連する打合せの議事録 一式
- ⑦ その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で委託者が必要と認める資料

※1部のみ紙媒体にて提出し、電子データはCD-ROMにて提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 本業務に基づき制作された制作物等の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 見積にあたっては、必要経費一切を含んだ額を算定すること。
- (3) 本市の設置する「市政変革研究会(デジタル行政分科会)」へ進め方の相談・確認及び進捗報告を行うこと。
- (4) 調査に係る作成資料は、「Microsoft Office」を用い作成すること。なお、ファイル形式は、「Microsoft Office 2016以降」のソフトウェアで閲覧及び編集が可能なも

のとする。

- (5) データに関する作成資料は、「Microsoft Excel」を用い作成すること。なお、ファイル形式は(4)と同様とする。
- (6) デジタル田園都市国家構想をはじめとし、デジタル庁の取組方針、自治体DX手順書、デジタル行財政改革会議等、本業務において留意すべき関連情報と整合をとること。
- (7) 静岡県庁におけるデータ連携基盤構築の取組の方向性と整合をとること。
- (8) 本市における窓口改革等の取組と必要に応じて連携すること。